

みどり訪問看護ステーション 指定訪問看護事業所運営規程 (第15版)

指定介護予防訪問看護事業所運営規程

医療法人 岐阜勤労者医療協会

みどり訪問看護ステーション

第1条：事業の目的

医療法人岐阜勤労者医療協会が開設する、みどり訪問看護ステーション指定訪問看護事業所（以下「事業所」という。）及び指定介護予防訪問看護事業所が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医師が指定訪問看護の必要性を認めた高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

第2条：運営の方針

1. 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
指定予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り利用者の生活機能の維持向上を図るものとする。
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、利用者が可能な限りその居宅において尊厳を保持し、その擁有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回訪問や随時の通報により訪問して緊急時の対応、生活支援と療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざすものとする。
2. 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
4. 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
7. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

第3条：事業所の運営

指定訪問看護 {指定予防訪問看護} の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条：事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| 1.主たる事業所の名称 | みどり訪問看護ステーション |
| 所在地 | 岐阜市北山1丁目13番11号 |
| 2.出張所の名称 | みどり訪問看護ステーション
岐阜市祈年町1丁目24番地の3 華陽診療所内
華陽出張所 |

第5条：従業者の職種、員数及び職務内容

- 1.管理者 1名 (看護職員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う

- 2.看護職員 看護師 10名以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画 (介護予防訪問看護計画) に基づき指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の提供に当たる。

- 3.理学療法士等 2名以上

- 4.事務職員 1名 (非常勤1名)

・ 第6条：営業日、休業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1.営業日 月曜日から土曜日までとする。

- 2.休業日 日曜・祝日・12月30日～1月3日。

- 3.営業時間 平日 午前9時から午後 5時

土曜 午前9時から午後0時30分までとする。

- 4.上記の営業日、営業時間のほか、電話により24時間常時連絡可能な体制とする。

第7条：指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の内容

- 1.事業所で行う指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} は利用者の心身の機能の維持回復を図る以下の事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書 (介護予防訪問看護計画書) の作成及び利用者またはその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当月目標を達成するための具体的なサービス内容

- ・病状や健康状態の管理と看護・医療処置、治療上の看護・苦痛の緩和と看護・家族相談と支援
- ・リハビリテーション・エンドオブライフケア・在宅移行支援

- (2) 訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕の作成

第8条：指定訪問看護の利用料等

1. 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 通常の事業実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護に要した交通費は、徴収しない。
3. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 実費：死後の処置は、8,000円とする。

第9条：通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、岐阜市、各務原市、関市のそれぞれ一部、及び岐南町の全域とする。

通常の事業地域一覧

岐阜市	芥見・芥見東・岩・藍川・三輪北・三輪南・日野・早田・長良 華陽・白山・梅林・厚見・加納・加納西・木ノ本・徹明・岐阜 茜部・長森北・長森東・長森西・長森南の各小学校区
岐南町	全域
関市	金竜・瀬尻・旭ヶ丘・安桜・倉知・下有知・南ヶ丘の各小学校区
各務原市	那加第1・那加第2・那加第3・尾崎・各務・蘇原第1・蘇原第2 の各小学校区

第10条：衛生管理等

1. 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

第11条：緊急時等における対応方法

1. 従業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
3. 事業所は事故の状況および事故に際してとった処置について記録するものとする。
4. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 12 条：苦情処理

1. 事業所は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係わる利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し市町村から指導、助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

第 13 条：個人情報の保護

1. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について個人情報保護に関する法律その他規範を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

第 14 条：虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修
 - (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 15 条：業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
- 3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 16 条：その他運営に関する留意事項

1. 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
採用時研修 採用後 6 ヶ月以内。 継続研修 年 2 回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3.事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4.事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の提供をさせないものとする。
- 5.事業所は、適切な指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6.事業所は、指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 7.この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、医療法人岐阜勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月から施行する。

平成 13 年 1 月より華陽出張所に関わり変更した。

平成 16 年 6 月 1 日	開設者・管理者等変更した。
平成 17 年 4 月 1 日	こがねだ出張所に関わり変更した。
平成 18 年 4 月 1 日	指定介護予防訪問看護事業所申請を行った。
平成 20 年 1 月 17 日	員数・通常地域の変更を行った。
平成 20 年 6 月 1 日	員数の変更を行った。
平成 23 年 5 月 31 日	員数の変更を行った。
平成 24 年 4 月 1 日	員数の変更・休業日の変更
平成 26 年 10 月 1 日	員数の変更を行った。
平成 27 年 5 月 1 日	員数の変更を行った。
平成 27 年 8 月 1 日	利用料の額の変更
平成 28 年 3 月 1 日	通常の事業地域表記変更
平成 30 年 8 月 1 日	利用料の額の変更
平成 30 年 12 月 1 日	運営方針の追加
令和 3 年 6 月 1 日	事項の追加 人員の変更